

# 看護小規模多機能たんぽぽ 重要事項説明書 (共生型放課後等デイサービス)

令和 6年 6月 1日

## 1. 事業主体概要

- ① 法人名 医療法人 オホーツク勤労者医療協会
- ② 代表者氏名 理事長 塚 慎
- ③ 法人の所在地 北見市常盤町5丁目7番地5
- ④ 法人の電話番号 0157-26-4751

## 2. 概要

- ① 名 称 看護小規模多機能たんぽぽ (共生型放課後等デイサービス)
- ② 目 的 医療法人 オホーツク勤労者医療協会が開設する看護小規模多機能たんぽぽ (以下、「事業所」という。) が行う共生型放課後等デイサービス (以下、「事業」という。) の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児の意思及び人格を尊重し、適切な通所支援を提供することを目的とします。
- ③ 運営方針
  - 1 事業所は、学校教育法に規定する学校 (幼稚園及び大学を除く。) に就学している障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとしします。
  - 2 通所支援の実施に当たっては、利用児童又は保護者が必要なときに必要な通所支援の提供ができるよう努めるものとしします。
  - 3 通所支援の実施に当たっては、北海道及び北見市、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとしします。
- ④ 責任者 所長 門脇 広
- ⑤ 開設年月日 令和 3年 5月22日
- ⑥ 所在地 北見市常盤町5丁目4番7
- ⑦ 電話・FAX番号 電話 0157-57-7851 FAX 0157-57-7857
- ⑧ 交通の便 JR北見駅より車で5分

## 3. 協力機関

- ① 協力機関名 オホーツク勤医協北見病院

## 4. 職員体制

- ① 管理者 1人
- ② 介護支援専門員 1人以上
- ③ 介護職員 10人以上
- ④ 看護師 7人以上 (いずれも訪問看護ステーションたんぽぽの訪問看護師)

## 5. 営業日と営業時間

- ① 営業日 月曜日～日曜日
- ② 営業時間 通いサービス 午前10時～午後4時00分

## 6. サービス提供時間

月曜日～金曜日 (平日) 午後2時30分～午後4時  
休業日の場合 午前11時～午後5時

7 通常の実施区域は 通常の事業の実施区域は、北見市（端野、常呂、留辺蘂を除く）

## 8. 事業の主たる対象とする障がいの種類

事業の主たる対象とする障がいの種類は、就学児で小・中・高等部在籍の身体障がい児、知的障がい児、及び発達障がい児であり、医療的ケアが必要な児童。

## 9. 利用定員

登録定員 29名（指定介護事業所の要介護者と事業の利用児童の合計の上限）

通いサービス 15名（指定介護事業所の要介護者と事業の利用児童の合計の上限）

## 10. サービスの内容

事業所は介護保険法に規定される看護小規模多機能型居宅介護との共生型サービスです。

地域の高齢者との関わり、介護・看護職員等のサービス提供により成長を支援します。

- ① 個別療育：療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を、随時行います。
- ② 集団療育：療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行います。
- ③ 関係機関との連携：保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図ります。
- ④ 健康状態を確認します。
- ⑤ 送迎サービス：障がいの程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用児童については、必要な送迎サービスを行います。
- ⑥ 相談、助言に関すること：利用児童及びそのご家族に日常生活における支援等に関する相談及び助言を行います。また、事業所は障がい児入所施設その他関係施設から、事業所が支援を行う上で、必要な技術的支援を受けます。

## 11. 利用料等

- ① 提供されたサービスは、次のように自己負担額がかかります。

A 基本単価（授業終了後に行う場合）一回につき430円

基本単価（休業日に行う場合）一回につき507円

B 延長支援加算 1時間未満の場合 128円

1時間以上2時間未満の場合 192円

2時間以上の場合 256円

C 欠席時対応加算(1)（急病等により利用を中止した場合）一回につき94円

D 個別サポート加算（1）2 1日につき120円

E 医療連携体制加算 IV 4時間未満 一回につき800円

F 医療連携体制加算 V 4時間以上 一回につき1,600円

G 福祉専門職員配置等加算 一回につき15円

H 福祉・介護職員等処遇改善加算（上記A～Gの 13.4%）

- ② その他費用の額

事業において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、別途に負担していただく事が適当と認められる費用

- ③ 食事代

朝食360円、昼食510円、夕食510円（利用した場合のみ）

- ④ 利用者負担額の管理

同一月に他の放課後等デイサービスを利用した場合、ご家族から依頼があったときは、他の事業所と合計の額を算定します。

## ⑤ 利用料金の支払方法

お支払い方法は、銀行振り込みまたは口座からの自動引落としとなります。

- ・銀行振り込みの方は、毎月月末までにご入金下さい。
- ・口座自動引き落としの方は、毎月27日にご指定の口座から引き落としいたします。

※請求書は毎月15日頃に送付、また領収書はご入金を確認後ご自宅に送付します。

## 1 2. 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業所にお申し出下さい。

## 1 3. 通所支援計画について

事業所は、利用児童の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用児童・ご家族と協議の上で通所支援計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果などは書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

## 1 4. 苦情の受付について

### ① 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情相談窓口 TEL 0157-57-7851

[職氏名] 所長 門脇 広

○受付時間 9:00～17:00

### ② 苦情処理の体制および手順について

- (1) 苦情がよせられた場合には、ただちに訪問するなどして詳しく状況を把握し、関係する職員からの聞き取り等を行います。
- (2) 苦情等については、事業所として検討し、対応します。
- (3) 寄せられた苦情の内容および対応の経過等を記録し、事業所職員の再発防止に役立てるようにします。

### ③ 行政機関その他苦情受付機関

各市町村介護保険担当課及び下記へお問い合わせ下さい。

○北見市障がい福祉課 所在地 北見市大通西3丁目1番地1

電話番号 0157-25-1136

F a x 0157-26-6323

○北海道福祉サービス 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目1番地

運営適正化委員会

北海道立道民活動センター 3階

電話番号 011-204-6310

F a x 011-204-6311

## 1 5. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、利用児童の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

また緊急連絡先に連絡いたします。

利用児童の主治医	主治医氏名
	医療機関の名称
	所在地

	電話番号
協力医療機関	医療機関の名称      オホーツク勤医協北見病院
	所在地                      北見市常盤町5丁目7-5
	電話番号                      0157-26-1300
緊急連絡先	氏名
	住所
	電話番号
	昼間の連絡先
	夜間の連絡先

## 16. 衛生管理及び感染症、まん延防止等への対応

- ① 事業所の設備、備品等を清潔に保持し、衛生管理に努めます。
- ② 従事者等の健康状態を把握し、定期健康診断などの必要な管理を行います。
- ③ 従事者は、感染症の防止、食中毒の防止等に関する知識の習得に努めます。
- ④ 感染対策委員会を設置し、感染症拡大防止、感染予防について取り組みます。
- ⑤ 感染症等が発生した場合に、事業継続計画に沿った対応ができるよう研修及び訓練を行います。

## 17. 非常災害対策

- ① 非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、責任者を設定して非常災害対策を行います。
- ② 年2回以上、防火教育及び消火・通報・避難訓練を含めた総合訓練、非常災害用設備の使用方法等の訓練を行います。また、年に1回は大規模自然災害に備え、事業継続計画に沿った研修及び訓練を行います。訓練の実施においては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
- ③ 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

## 18. 人権擁護や虐待防止等について

- ① 虐待防止対策委員会を開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
- ② 虐待の未然防止、早期発見、虐待等への適切な対応等を定めた指針を整備します。
- ③ 高齢者の人権擁護、虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等を図るため、毎年1回以上、虐待の防止のための研修を行います。
- ④ 上記を推進するための担当   ： 管理者 門脇 広

## 19. 身体拘束廃止について

身体的拘束その他の利用者行動を制限する行為を行いません。ただし利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はその限りではありません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次のように講じます。

- ① 身体的拘束等適正化検討委員会を開催し、その結果を従業者に周知徹底します  
身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 身体的拘束等の適正化のため、定期的に身体拘束禁止等の研修を行います。

## 20. 秘密保持について

- ① 当事業所は、サービスを提供を受ける上で、知りえた利用児童及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

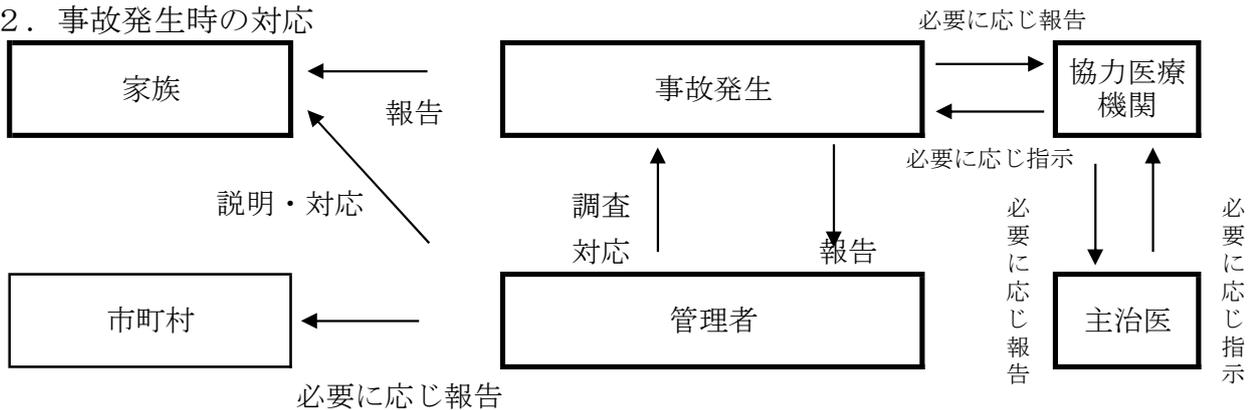
- ② 当事業所は、個人情報の取り扱いについて下記に定める限り、利用児童および家族の代表者等から同意を頂くことによって、情報を提供する事とします。

## 2 1. 個人情報の取り扱いについて

当事業所では、かかりつけ医療機関あるいはサービス事業所等との連絡・調整において必要とされる場合、あるいは関係する行政機関および委託を受けた機関より報告や情報提供を求められた場合等に、利用児童およびご家族の個人情報を使用することがあります。使用するにあたっての条件は次のとおりです。

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることの無いよう細心の注意をはらいます。
- ② 個人情報を使用する場合には、会議名、参加者名、内容等について、記録し保管することとします。

## 2 2. 事故発生時の対応



- ① 事業者は、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- ② 事業者の責により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償します。
- \* 上記②に該当する事故・緊急事態を未然に防ぐための情報共有を、利用者・事業者ともに行ないます。

## 2 3. サービス利用にあたっての禁止行為

- ① 職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為、及びパワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止しています。これらの行為が認められた場合、サービスの中断や契約解除の対象となります。より良い信頼関係が構築できるようご協力ください。
- ② 利用児童もしくはその家族等が、事業所もしくは職員に現金又は物品を享受することを禁止しています。
- ③ 事業所に現金（外出レク等で必要な場合を除く）、貴重品を持ち込むことを禁止しています。サービス提供中に紛失等のトラブルがあった場合はサービス提供中であっても一切の責任を負わないものとします。

## 2 4. 自己評価・第三者評価について

自己評価実施日 2024年3月14日

公表の方法 事業所内掲示及びオホーツク勤医協ホームページにて公表

第三者評価は実施していない

以 上

